

常滑市民病院登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 常滑市民病院（以下「当院」という。）と地域の医療機関が、各々の役割を分担すると共に緊密な連携を図ることにより、相互で地域の医療を支え、市民の皆さんが、健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目的とする。

(登録医)

第2条 この要綱において、登録医とは、常滑市民病院登録医制度（以下「登録医制度」という。）を理解し、登録医として活動するために当院と個別に契約を締結した常滑市及び近隣市町の医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）をいう。又、登録医が所属する医療機関を登録医療機関という。

(登録医の登録)

第3条 登録医として登録しようとする医師等は、当院に「登録医申請書（新規・変更）」を提出しなければならない。

- 2 当院は、医師等から「登録医申請書（新規・変更）」の提出があった場合には、速やかに当該医師等を登録医として登録、及び変更内容の変更をしなければならない。
- 3 当院は、登録医に対して常滑市民病院登録医証を発行する。
- 4 登録医の有効期間は、契約締結の日から当該年度の末日とし、有効期間満了後、双方に異議のない場合は1年ごとに自動更新する。
- 5 登録医が希望する場合又は院長が登録医として不適切と判断した場合は、有効期間の終了を待たず、登録医資格の取消を行うことができるものとする。

(情報の保護)

第4条 登録医は、自ら当院に紹介した患者（以下「紹介患者」という。）及び当院から登録医に紹介（以下「逆紹介」という。）された患者並びにその家族に関して知り得た個人情報について守秘義務を負う。

(患者の相互紹介等)

第5条 常滑市民病院は、紹介患者の診療及び入院が迅速に行われるよう努めなければならない。

- 2 常滑市民病院は、紹介患者の入院期間中において、当該登録医と共同で診療、指導等（以下「共同診療等」という。）を行う機会を設けるものとする。
- 3 当院は、紹介患者の病状が安定した場合には、原則として、紹介した登録医に逆紹介する。

(開放型病床の設置)

第6条 当院は、登録医から紹介患者に対して共同診療等を行うことができる病床（以下「開放型病床」という。）を5床設置する。

- 2 開放型病床が満床の場合は、常滑市民病院看護局で病床コントロールし、他の病床を利用するものとする。ただし、この場合は一般病床の取り扱いとする。

(開放型病床利用の申込)

第7条 登録医は、当院の開放型病床に患者を入院させようとする場合は、「開放型病床利用申込書」を希望日3日前（休日を除く）までに、常滑市民病院地域連携室に提出しなければならない。この場合に登録医は、当該患者に対して、開放型病床の利用に関し登録医制度や費用について説明を行う。

- 2 前項に定める開放型病床利用の申込は、登録医によるものに限定する。

(登録医への連絡)

第8条 当院地域連携室は、開放型病床利用の申込みがあった場合は速やかに受け入れの調整を行い、「開放型病床利用連絡票」で登録医に連絡する。

(共同診療等)

第9条 登録医は、開放型病床に入院中の紹介患者に対して、当院の主治医とともに共同診療等を行うことができる。なお、登録医が単独で診療、指導等を行うことはできないものとする。

2 共同診療等を希望する登録医は、「共同診療等申込書」により事前に申込みを行うものとする。

3 共同診療等を行う際の方針は、双方の協議により合意の上で決定する。

4 登録医及び当院の主治医は、当該紹介患者に対して行った共同診療等の内容を各々自らの診療録に入力する。

5 当院の必要な記録及びデータはプリントアウトし登録医に渡すものとする。

6 登録医は、共同診療等を行う場合は、当院地域連携室に備え付けの白衣及び専用の名札を着用する。

7 登録医の来院の時間は、原則として平日の9時から17時の間とし、主治医、看護師等が立ち会うものとする。

8 登録医は、主治医の許可を得て、紹介患者の検査、手術、カンファレンスに立ち会うことができるものとする。

(入院希望登録)

第10条 当院へ入院希望登録を希望された患者について、登録医は、「入院希望登録届出書」を当院地域連携室に提出しなければならない。この場合に登録医は、当該患者に対して、登録医制度や入院希望登録制度について説明を行う。

(登録医及への連絡)

第11条 当院地域医療連携室は、開放型病床利用の申込みがあった場合は速やかに登録手続きの調整を行い、「入院希望患者登録完了のご連絡」を郵送で登録医に連絡し、内一通は、登録医より患者へ渡す。

(知多半島医療連携ネットワーク参加申込)

第12条 「知多半島医療連携ネットワーク」未参加の登録医は、「知多半島医療連携ネットワーク参加申込」を当院地域連携室へ提出しなければならない。また、知多半島医療連携ネットワーク参加へは、別途定める「1_知多半島医療連携ネットワーク運用管理規程」に従って運用しなければならない。

(保険請求)

第13条 当院が開放型病院共同指導料に関する施設基準に該当するものとして東海北陸厚生局に届け出て受理された後は、登録医が開放型病床に赴き、紹介患者に対して共同診療等を行った場合は、登録医及び当院が各々所定の保険請求を行う。

(図書室の利用及び研修会の参加について)

第14条 登録医は、常滑市民病院の図書室等を利用し、当院が開催する研修会、症例検討会に参加することができる。

(診療責任)

第15条 開放型病床に入院中の患者の治療及び管理は、常滑市民病院の責任において行うものとします。

2 具体的な治療・検査の指示は、主治医が権限を有します。

(医療紛争問題の解決)

第16条 共同診療に関連した登録医の医療過誤は、登録医側で解決するものとするが、登録医は常滑市民病院に紛争解決のための協力を求めることができるものとする。

- 2 主治医の医療行為による医療過誤は、原則としてその解決に努力するが、常滑市民病院は登録医に紛争解決のための協力を求めることができるものとする。
- 3 損害賠償や医療裁判に進展した場合は、それぞれが加入している損害賠償保険によって処理するものとする。

附則

この要綱は平成29年2月1日から施行する。